

(4) 女性の就労状況

本市における性別雇用者数をみると、平成17（2005）年では女性42,086人、男性60,575人で、女性雇用者は年々増加し、また、雇用者に占める割合も高くなっており、平成17（2005）年には41.0%となっています。

しかし、女性の年齢階級別労働力率をみると、依然として結婚・出産・育児期にあたる30歳代の労働力率*²が低くなる、いわゆるM字型曲線*³を示し、20歳代後半以降の労働力率は全国平均をも下回っています。

図1-5 性別雇用者数の推移（八尾市）



資料：総務省「国勢調査」

図1-6 性別・年齢階級別労働力率（全国・八尾市）



資料：総務省「国勢調査」（平成17（2005）年）

*2 労働力率

就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。

*3 M字型曲線

女性労働者の年齢階級別の労働力率をグラフに表すと、30歳代を底とするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線という。30歳代で低下する理由としては、結婚、出産、育児期にあたるこの時期に多くの女性が離職、退職することが考えられ、子育てが一段落した40歳代で再び就業し、高齢期に向かうとまた下降する。

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本計画は、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するために、必要な施策を総合的に推進していくことを目的とします。

2 計画の位置づけ

- ①この計画は、国の男女共同参画社会基本法に基づいて、八尾市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランです。
- ②この計画は、「八尾市総合計画 やお未来・元気プラン21」を推進するための分野別計画で、人権、子育て、保健、福祉などに関する計画と連携し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。
- ③この計画は、市の施策を明らかにし、市と市民・事業者が一体となってめざすための共有の指針となるものです。

3 計画の構成

(1) 計画の目標

国の「男女共同参画社会基本法」第2条では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と明記しています。

これを受けて「第2次 やお女と男のはつらつプラン」では、計画の目標を下記の通りに定めます。

未来をはぐくむ共同参画社会へ

(2) 計画の構成

この計画は、計画の目標を実現するための3つの「基本目標」と、それを実現するための10の「基本課題」と具体的な施策推進のための21の「施策の方向」を設定しています。

4 計画の期間

計画の期間は、平成21（2009）年度から平成27（2015）年度の7年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応するとともに、平成22（2010）年度策定予定の八尾市第5次総合計画との整合性を図り、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。